

第3回いたばし魅力ある学校づくり審議会
(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

議事録

開会日時 令和4年8月9日(火) 午後 3時00分
閉会日時 午後 4時55分
開会場所 板橋区役所本庁舎南館4階 災害対策室

出席審議会委員

会 長	天 笠 茂	副 会 長	小 林 福太郎
委 員	倉 斗 綾 子	委 員	斎 尾 直 子
委 員	松 波 紀 幸	委 員	坂 本 あずまお
委 員	安 井 一 郎	委 員	露 木 保 文
委 員	緑 川 有 紀	委 員	横 川 隆 之
委 員	木 村 縁 理	委 員	田 邊 和 子
委 員	橋 本 正 彦	委 員	中 川 修 一
委 員	中 川 久 亨	委 員	伊 藤 聡

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学務課長	大 橋 薫
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	早 川 和 宏
地域教育力推進課長	河 野 雅 彦		

《開会》

会 長 定刻になりましたので第3回いたばし魅力ある学校づくり審議会を開催いたします。本日は15名の委員の方が出席し、現在1人こちらに向かっておりますので、本審議会は成立しております。また、傍聴人の方は現在3名でございます。

それではまず初めに第2回の審議会につきまして事務局より報告をお願いいたします。

【議題1 第2回審議会における主な意見等について】

学校配置調整担当課長 第2回審議会の議事録につきましては事前に内容確認を依頼させていただき、すでにHP等で公開しております。委員の皆様におかれましてはご対応いただきありがとうございます。引き続きご協力のほどお願いいたします。

資料1が議事録、資料2が審議会における主な意見等でございます。第2回審議会では、小委員会報告をもとにして審議の進め方及び審議会と小委員会の関係性を確認するとともに、各諮問内容に対する議論の視点や各委員が持つ意見の洗い出しということで、皆様よりご発言をいただきました。資料1は既に公開している内容でございます。

資料2をご覧ください。3ページにわたりまして発言順に羅列してございます。今回の審議内容となります適正規模、適正配置、適正規模化の方法に関する発言を中心にお伝えさせていただきます。

適正規模についてです。12番、区では小規模化と大規模化の偏在がエリアごとに異なるため、区全体ではなく、地域ごとに検討する方がいいのでは。また、地域によっても解決の方法が変わってくるのではないかと。15番、学級数と規模で教育環境を設定しているが、1人の子どもに対して先生がどう関わるかということも大切なデータとなる。17番、現場の先生方に意見を聞いた方がいいのではないかと。こちらはアンケートの実施に関する意見でございますが、実施につきましては審議状況を見つつ、引き続き検討してまいります。18番、現場では子どもが少なすぎるとやりづらさを感じる。小学校では35人学級編制となり、前回答申で教育上望ましい規模とされている人数に近づいているのではないかと。

適正配置につきましては通学区域に関わる部分もございしますが、1番、小学校と中学校の通学区域は整合性をとれた方がいい。4番、子どもの視点に立って教育上望ましいのかを踏まえていく必要がある。9番、学校の機能は教育だけでなく、地域の防災面でも大きな役割を果たしている。

適正規模化の方法につきましては、3番、大規模集合住宅の建設に伴う児童生徒数の増加は一時的なものであり、将来の状況を見据えた対応を検討することに加えて、どのような学校運営上の配慮が必要か、といった議論をしたい。11番、住宅政策と人口政策を教育政策に結びつけないといけない。こちらは推

計に関わる部分でございますので引き続き検討し、適宜情報提供をしてまいります。

その他、全般に関わる部分として審議会での議論は教育の理想を掲げるのか、財源や教職員数など様々な条件の中で解決策を見つけていくのかによっても異なる。板橋区にとって良い議論を行うため、そういった条件は提示してもらった方がいいのではないか、といったような意見がございました。

前回審議会では幅広く意見をいただきました。これらの意見のうち長期推計等につきましては引き続き事務局において検討して、審議状況を踏まえて、適宜審議会の中で情報提供等に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

また、本審議会は適正規模や適正配置の基本的考え方、具体的方策について協議いただきその結果を答申としていただく予定となっております。そしてその答申を受けて、適正規模・適正配置を踏まえた具体的な学校整備の計画を、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の後期計画としてまとめていくこととなります。本審議会の審議では、プランを策定するための基本的な考え方をまとめていくこととなり、個別の学校への対応については、答申を受けた魅力ある学校づくりプランにて公表し推進していくこととなりますので、その点ご認識いただければ幸いです。

会 長 第2回審議会での主な意見等ということで説明をいただきました。資料に記載の意見等につきまして、追加や補足等がある場合には、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

(意見等なし)

【議題2 第2回小委員会の報告について】

会 長 それでは次に第2回小委員会の報告についてです。第2回小委員会が7月21日に実施されました。その報告を事務局からお願いいたします。

学校配置調整担当課長 小委員会の報告でございます。前回審議会で小委員会へ付託されました「適正規模」「適正配置」「適正規模化の方法」について小委員会で議論をしましたので、前回答申や前回審議会での意見を踏まえつつ、一定の方向性を資料をもとにお示しさせていただきます。また、実現可能性を踏まえた議論というのは大切な視点であると小委員会の中でも話があったところです。資料3「第2回いたばし魅力ある学校づくり審議会小委員会」と書かれた資料をご覧ください。

まず適正規模でございます。学校規模による強みと課題でございますが、第1回小委員会での議論も踏まえて「国やこれまでの議論における学校規模によるメリットやデメリットを踏まえて、一定の集団規模である学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることはもちろん、学校運営、教員の資質向上等の

面でも様々な良さが発揮される。」となっております。国が示している学校規模によるメリット・デメリットや前回までの議論で出された内容を再度確認したうえで、適正規模化の必要性をまとめさせていただきました。子どもの成長にとっても、学校運営にとってもクラス替えができるというのは大きな要素であること、学級数が多くなれば教員配置も多くなり、教員育成面や学校運営面において幅が広がるとともに、良い効果が期待できるといった意見がございました。また、子どもの教育環境は学校規模だけではなく、様々な要素から決まってくることは確認する必要があるとの意見もございました。

続きまして、適正規模（２）教育上望ましい規模につきましては「教育上望ましい規模を小学校・中学校とも 12 学級から 18 学級までとし、1 学級あたりの人数については明記しない。なお、教育上望ましい規模から外れる学校が存在するが、各学校では規模に応じた取組により教育環境の維持・向上に努めており、直ちに望ましくない教育環境にあるとは言えない。」といたしました。

小学校の教育上望ましい規模につきましては国の標準や前回答申同様、12 学級から 18 学級、1 学年あたり 2 学級から 3 学級としております。議論の中では①にあります。35 人学級編成の導入により児童数が変わらずとも学級数が増えている状況があり、例えば学年の児童数が 120 人の場合、これまでは 40 人×3 学級であったものが、35 人学級編成の導入により 30 人×4 学級になるというような背景を踏まえますと、1 学年 4 学級×6 学年の 24 学級までは教育上望ましくないとはいえないのではないかといた意見もございました。

また、中学校につきましては国の標準が 12 学級から 18 学級までとされていることや授業展開、教員配置の観点から、前回答申の「15 学級まで」を「18 学級まで」として良いのではないかという意見がございました。また、1 学級あたりの人数につきましては、資料 4 「板橋区の学級規模及び小規模学級の実現」の状況等を踏まえて、明記しないこととしております。資料 4 をご覧ください。1 ページ目は区立の小中学校について、1 学級あたりの平均人数を算出し、令和 3 年度と令和 4 年度を比較しております。特にご覧いただきたいのは、小学校 3 年生の部分でございまして、令和 3 年度までは 40 人学級編成でしたが、令和 4 年度から 35 人学級編成となつてございます。結果として、1 学級あたりの人数は 3.4 人減少し、平均人数ではありますが前回答申の教育上望ましい規模を実現できております。

また、2 ページ目は、小中学校において区独自で学級編成をした場合にかかる経費を試算しております。令和 4 年度の児童・生徒数で仮に 30 人学級編成をした場合には小中学校合算で現在より 209 学級増えることとなります。この増加分については区が独自に教員を配置する必要がありますので、1 人あたりの人件費を 500 万円と仮定しますと、年間約 10 億円の経費が掛かることとなります。これは、単純に 1 学級増に伴い 1 名の教員を配置する想定で試算したものですので、その他教室不足による施設面の対応等が必要になることが想定されます。これに加えて教員不足や教員のキャリア面でも課題があるという意見もございました。

これらの状況を踏まえて実現可能な策を審議会としては出した方がよいとの意

見から、1学級あたりの人数は明記しないこととしました。

続いて2番の適正配置でございます。小委員会では「子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、適正規模化に向けた学校配置に取り組むべきである。また、将来的な児童・生徒数が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置することが望ましい。また、学校施設に求められる（期待される）役割としましては、「災害に強い地域づくり（避難所などの防災活動拠点）」及び「地域の活性化（地域開放などの地域活動拠点）」といたしました。

これまでの実績や地域での話が意見として出され、学校配置にあたって考慮する事項として主に2点挙げております。なお、この適正配置につきましては学校の移転や統廃合、また大幅に通学区域を見直すような場合に求められる視点とも認識してございます。

続いて3番の適正規模化の方法でございます。小規模化対応につきまして、小委員会では「これまでの取り組んできた、基本方針等に記載されている「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本として引き続き取り組むべきである。まずは通学区域の変更など児童・生徒数の増加につながる取組を検討すべきであるが、将来推計を踏まえ、統廃合を含めた検討が必要である」といたしました。資料5で現在の区の方針やこれまでの取組について説明させていただきます。資料5をご覧ください。

1ページ目につきましては、前回の答申を踏まえて策定した基本方針などに記載された小規模化への対応手法でございます。ポイントとしては2点あり、いずれも学校・保護者・地域の欄にあります「問題意識の共有」と「協議会の設置」です。問題意識の共有を行う時期については同ページ右上、協議会の設置については右下にあり、協議会の設置時期を「小学校、全校6学級で全校児童数120人未満になったとき、10人未満の学年が出現したとき」「中学校、全校5学級以下で20人未満の学年が出現したとき」としております。

2ページでは第1回審議会資料の再掲ではございますが、区立小・中学校数の推移を掲載しております。平成13年の第一次答申以降、これまでの小規模校への対応経過となっており、前回答申を踏まえて策定された基本方針等に基づく取組としては、平成30年の板橋第九小学校、向原中学校が例として挙げられます。

3ページ及び4ページをご覧ください。板橋第九小学校や向原中学校の統合につきまして、経緯という形でお示しをさせていただいております。ともに地域協議につきましては3年間に及んだという状況でございます。

最後に5ページをご覧ください。記載しておりますのは志村第三小学校の通学区域変更による適正規模化の事例です。全学年単学級で、少ないときには全校児童数76名となっていた志村第三小学校ですが、周辺校の通学区域内における大規模集合住宅の建設による児童数の増対応と合わせて通学区域の変更を行うことで、令和4年度時点で15学級、全校児童数429名と教育上望ましい規模を実現することができております。この通学区域変更は、周辺校における大規模集合住宅の建設による教室不足問題とあわせての対応事例となります。

これまでの取組の中で協議会や統合準備委員会に係る期間が長く地域にとって負担であると認識しておりましたが、小委員会の中では時間をかけて協議を行ったため、今は合流した地域とも良い関係を築くことができているのではないかと、といった意見もありました。

報告としては最後となります。大規模化対応につきまして、小委員会では「適正規模化の実現には、通学区域変更や新校設置が手法として挙げられるが、用地確保の困難さや区の財政状況等の事情を考えると現実的ではない。頻繁な通学区域変更は地域の混乱に繋がるため避けるべきであり、大規模集合住宅の建設による児童・生徒数の増加は急激かつ一時的なことが多く、将来推計を踏まえて、慎重に検討すべきである。このため、過度に大規模化が進んでいる学校に対しては、子どもたちの教育に影響が出ないように、学校隣接用地の確保に努めつつ、増築や必要な人員確保など運営上の配慮を学校と協力のうえ検討する必要がある。」といたしました。

小委員会の中では将来的に適正規模化が予測できるのであれば、解消に向けた取組ではなく子どもたちの教育環境の維持・向上に繋がるソフト面・ハード面の取組や配慮を検討すべきといった意見がありました。また、区内大規模校の校長先生に小委員会や審議会の中で学校運営上の取組や課題について話をしてもらい、実際に18学級の学校と24学級の学校を比較し検証してはどうかといった意見がございました。

また、参考資料として「大規模集合住宅の影響」をお配りしております。こちらは平成25年、平成28年、令和2年に建設されたマンションについて年度別の小学校入学を迎える児童数を示してあります。ピーク時には同一学年となる子どもが50人ほどいるような状況も見られますが、その影響は一時的なものであり、一定期間後は子どもが減少する傾向が見られます。長くなりましたが、説明は以上でございます。

【議題3 適正規模・適正配置・適正規模化の方法について】

会 長 小委員会に出席された皆様には多くの議題につきまして議論し、まとめていただきどうもありがとうございました。ということで、小委員会に出席された方はおわかりのとおりですし、出席されてない方はそれぞれの方のお持ちになっ
ているお考えを出していただいて、意見交換を進めようと思っておりますけども、まずは資料3の1ページから2ページの頭にかけての「適正規模」について進めさせていただき、およそのところで次の2番の2ページ「適正配置」に移り、進めていきたいと思っております。基本的には小委員会に出席されてない方のご意見を優先をさせていただきたいと思っておりますけども、やりとりの中で小委員会の方のご意見等も適宜お願いしたいと思っております。まず資料3の「1 適正規模」についての質問、ご意見、どちらでも結構ですのでお願いします。確認ですが資料3の考え方としては黒丸で「主な意見等」と整理されたものを集約したものが四角囲いの中と理解してよろしいのでしょうか。

学校配置調整担当課長　　今、会長から整理いただきましたとおり、番号がついているものにつきましては当日出された主な意見で、小委員会を通してまとめた内容が四角囲いの中になっているところがございます。

会　　長　　ではこの点について、いかがでしょうか。

委　　員　　小委員会の皆様おまとめいただきありがとうございました。1番の(2)教育上望ましい規模についてですが、おまとめいただいた小学校は12学級から18学級まで、中学校12学級から18学級まで、1学級あたりの人数は明記しない、こちらで賛成です。

　　といいますのは今現在、小学校は18学級を超えている学校が9校、中学校が1校ということが前回の資料から読み取れておりまして学級数についてはそちらの学級数で問題ないということと、あと1学級あたりの人数は令和7年度までには国の方で全学年が35人学級編制になることを聞いておりますし、先ほどの人件費が10億円と恐ろしい金額も目の当たりにしましたので、いたずらに望ましい人数を入れても絵に描いた餅でございますので、こういった形でまとめて、問題ないと思います。

　　本日いらしていただいている〇〇先生の桜川小学校が20学級と聞いておりますので、実際20学級というのは校長先生から見てどうなのかなってというのは私の方でわからないので、ぜひこの機会に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

委　　員　　今お話いただきましたように桜川小学校は20学級でございます。望ましい規模が18学級までとは言いつつも、本校の場合は超えているという状況です。ただ、これが教育活動を実施するうえで、何かまずいことがあるのかとなると、校長としては全くそう思っておりません。先ほどからお話出ていますように35人学級編制が進められて、1年生が4学級なのですが数年前から取り入れられた35人学級編制に引っかかって4学級というような状況でございます。ですので、以前の40人学級編制であればこの学級数というのは18学級以内におさまりました。では、今2学級増えていますが、その分教員数は増えておりますし、設備的にも18学級を超えているとはいえども、何か支障をきたすことがあるかという、校長としては今のところ感じていないところでございます。

会　　長　　私からの質問を一つ加えさせていただきたいと思いますが1人1台端末が入ったことによって、端末がないときの35人学級と入った後の35人学級というのは何か変化が実感できるのか、そこら辺はどうでしょうか。

委　　員　　設備的なものとしては私自身感じておりません。ただ、タブレットが1人1台入ってきたことによって、児童一人ひとりの机のサイズが以前のものよりも若

干大きなものが必要かなと思います。従来の机の大きさだとノートを出してタブレットを出して教科書も大分以前から大きなサイズに変わりつつありますので、それを並べたときに若干狭いとの話が教員の中から出ていることが、私が今現在、唯一感じている課題でございます。

会長 この辺もまた現場の皆さんからご意見等を出していただければと思います。

委員 なるべく別の視点の意見があったほうがいいと思いますので逆の意見です。教育上の望ましい学校規模はこれでよいと思います。一方で、1学級あたりの人数を明記しないという部分。明記しないということは中学校は40人学級でOKという意味になりますのでこの修正は疑問を持ちました。文科省で40人学級から35人学級となった時、本来ならば30人学級としたかったところ財務方面との折衝の中で35人学級になったということですし、35人も小学校だけで中学校は40人です。また、諸外国をみますと、20人～30人がクラス単位で先生が1人つくタイプ、或いは学年50人～60人で先生が3人～4人担当する、というのが実情です。ですので、35人で担任が1人であっても、今現在、相当結構厳しいのではないかと考えます。その点で、40人でOKという記載は心配です。

今回の審議会答申の次の見直しが5年後、10年後として、その期間、学区によっては再開発等も進んで大規模校集合住宅が増えることを考えると、子どもたちのために現実的な数字を超えて、理想をきちっと書いておくことは案外重要だと思うことと、教員増コストが10億円との試算がありました。未来の子どもたちのためにそれぐらい頑張りましょうよ、と考えます。要するに、1クラス何人かだけの記述よりも、先生一人あたりの担当児童・生徒数が重要かと思えます。

会長 後程副会長の方にもこのあたりについて小委員会でのどういう扱いだったのかご説明をお願いしたいと思います。

今お話がありましたように、我々は5年、10年先を前提にして、答申を考えるとということですので、また意見を多くいただければと思います。

委員 今のお話は非常に興味深く伺っておりまして、教育上望ましい規模をイメージしようとしたときに我々の受けてきた教育である、黒板の前に先生が立ってみんなを見ている状況をイメージしてしまいますが、今の諸外国の話もそうですが、1人1台端末を持って個別最適な学びというのが今後10年でどれほど進むのかはまだわかりません。もし理想まで見るのであればそこを目指したときに1つの集団を1人の先生が見るといった形の望ましきなことだけを考えていいのかなと思いました。

会長 1人の先生が何人を守備範囲とするかということですが、立場を変えてみますと、今の2人の委員の中にもこの先を見たときに従来の1人の先生が35人、40

人を面倒見るといふことよりも、むしろ多くの先生が35人、40人を指導する方向に変えていくという意味で1人1台端末というのも入ってきたとすると、我々が受けてきた教室のイメージ自体を大きく転換していこうという動きがこの10年の中で、すでにもう出つつあると思います。まだ現場までは届いてなのではないかと思いますが、この望ましさという視点として情報提供という意味も含めて今の2人の委員の意見として聞かせていただきました。

委員 それに関連して本日、中学校の〇〇先生がいらしているのでお伺いしたかったのですが、中学校40人というところにうっかりしていたのですが、実は私の子どもが今、中学2年と小学4年ですが、小学4年の子どもは区内の区立小学校に通っております。中学2年の息子は私立の中高一貫男子校ですけれども、今現在そのクラスが1学級40人です。担任、副担任制度で7クラスの1学年280名でそれで全く問題なく楽しく過ごしていて、私そちらのPTA執行部もやっております日々学校に行っており、先ほどの諸外国の話がありましたが、私立も40人でやっていて問題ないですし、区立中学の話も友達から聞いていたのですが、特に問題なく進んでいたのも、大丈夫なんじゃないかなと考えておりました。

実際、本日いらしている中学校の〇〇先生にお伺いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 〇〇委員がご発言される前に、将来のことについて板橋区はプランをもうすでにお持ちのはずですので、そういうことも含めて事務局にご説明をお願いして、また今のご質問等もその後にやりとりさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

学校配置調整担当課長 将来のことという話が出ましたので、少し補足をさせていただきます。区では学びのまち「教育の板橋」の実現に向けて、板橋区基本構想や板橋区教育大綱のものと、板橋区における教育振興施策に関する基本的な計画として板橋区教育ビジョンを策定しており、教育ビジョンが示す「めざすべき将来像」と「基本的方向性」に向けた取組を具現化するためのアクションプログラムとして、「いたばし学び支援プラン」を策定しています。

「いたばし学び支援プラン」につきましては、四つの柱という形で示しており、内容につきましては第1回の審議会でも、簡単に触れさせていただいております。

本審議会では当然、そういった区が目指すべき将来像を見据えた議論をしていただきたいと思います。

また今回、小委員会での議論もそういった前提を踏まえて議論をしていただいていると認識しているところでございますが、前回審議会でお示しさせていただいた審議スケジュールを進めていただく中で、区のめざすべき将来像の実現に向けた議論の時間を改めて設けてまいりたいと思っております。

また、今少し教員の配置につきましてお話が出ましたので、補足させていただきますと、区では正規教員が小・中学校合わせまして約 2,000 人の正規教員がございまして、それ以外に会計年度任用職員という形で学力向上専門員、学校生活支援員といった教員配置、また少人数加配の教員等により 1 人の教員だけではなく多くの職員で児童、生徒の学習、生活の助けをする体制を組んでいるところでございますので、少し事務局の方から補足をさせていただきました。

会長 今の情報も加えさせていただくということで、先程、〇〇委員からご質問が出ました、中学校における校長先生の立場から実情或いはご意見をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

委員 コロナの際、分散登校みたいな形があったときに、やっぱり先生方の声を聞くと約半分ずつの登校ですからこれまで経験がない部分で、子どもたちへの指導とか、接し方という意味では非常に回数として増え、今までにない良い感触を持ったと感想を聞いてはおります。

ただ、実際にそうできるかという現実的な話になっていくと、達成しなければならない、子どもたちに身に付けさせる学力的な部分からいくと、今度は逆に期間が倍になる考え方になりますので、現実とのほざまで進めていく部分なのかなと感じます。

学校施設とか地域性とかそういうことはありますけれども実際にどこでも 40 人でやってきている先生方の経験からすれば、40 人の中でどう対応しようかといろいろ工夫をされて、対応されているというのが現状かなと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 先ほど〇〇委員と〇〇委員から出ていたどういう教育をしていくかという視点は私も結構重要だなと思っていて、せっかくの審議会なので夢のある話をしていくこともとても大切だなと思っています。

一方で、区独自で教職員を配置することは費用面を踏まえてやめたほうがいいと、資料の 4 の 2 番目の 10 億円という話でありましたが、費用の問題だけじゃなく今現時点で区独自の教員を採用することはやめたほうがいいかなと思っています。その理由は、教員をどれぐらい取っているのかデータを開いてみたのですが、東京都の場合は平成 13 年度小学校の教員を 690 名、中学校の教員を 122 名採用しています。これが平成 31 年度だと小学校 2,103 名とっていて、中学校だと 812 名です。かつては退職者がいなかったので倍率が高かったですし、倍率が高ければそれなりのレベルの教員が集まるのですが、今現在多分どこの自治体も悩んでいるのは倍率が低くなっていて、この間業界紙で出ていたのはある県で 1.0 倍を切ったとありました。採用倍率が 1.0 倍を切ると教員の質の担保が一層難しくなるので、今この時点で区独自採用はやめたほうがいいと思います。

ただし、結構前ですけれども平成 13 年時代には逆に言えば、教員はほとんど採用しなかった時代なのでそういうときに、区独自というのは一つの考え方としてはもしかしてあるのかなと思いました。

もう 1 個別件ですが、教育上望ましい規模のまとめが書いてあるところの下に書いてある「教育上望ましい規模から外れる学校が存在するが」という 2 行のところですが、多分こういう書きぶりになるだろうと私も思っていました。

ただ一方で、個別の学校をすべて知っているわけではないのですが、学級がうまくいかなくなってきたときに、1 クラスだとクラス替えも何もできなくて人間関係が固定化されてしまうと思います。以前、板橋でいう天津わかしお学校のような目黒の養護施設にいたことがあるのですが、子どもの話を聞いたら、ずっとクラス替えがなくて人間関係が変わらないと言っていました。あまり私自身がそういう経験もないですし、そのことについて考えたことはないのですが、ふとそういう言葉を聞いて人間関係が変わらず、うまくいってればいいんですけれども、うまくいっていない学級が存在するときに、もう逃げ場がなくなってしまうと考えると、せめて 1 学年複数学級があると打つ手があるのではないかなと思います。

会 長 今の話の前段部分につきまして 1 学級の人数を少なくすることで、学級数が増えますが、教員不足により教室に先生がいないという状況が現実の問題になりつつあります。少なくとも 10 年前はそんなことは考えないで、とにかく規模を小さくすれば望ましい環境であるという前提で話が進められたのですが、今ご意見ありましたが、ある意味で 40 人学級さえ維持できなくなる可能性がある現状に目を向けなければいけないようなところが一つの今日の状況なのかなと思います。

少し話を先に進めさせていただきますけれども、小委員会の見解ということも聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

副 会 長 すでに適正規模につきまして、議論が進んでおりますので、その一つ一つに対してというよりも全体的に小委員会でこのまとめに至った状況に関して改めて補足という形で、少し確認をさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

適正規模について前回答申では小学校 12 学級から 18 学級としている中で、小委員会としましては特段変更せず、12 学級から 18 学級を教育上望ましい規模と定めるとまとめております。これは国の標準とも同じ規模であり、小学校は 6 学年ありますので 1 学年 2 学級から 3 学級というのは適正規模であると判断しました。ただし、前回と違う状況として国の法律に基づいて東京都においては、現在小学校 3 年生まで 35 人学級編制が進行していて、以降順次それが進行するという状況になっているわけです。従いまして先ほど〇〇委員からもお話がございましたように 4 学級が出現するといった場合も想定して小委員会では議論を深めましたけれども、いわゆる 24 学級という規模においてもハード、ソフト

面が耐えうるものであれば、教育上望ましくないと、むしろそれはそれで適正に教育が進むであろうということで議論を進めたところでございます。

それから中学校につきましては前回答申では12学級から15学級とされておりました。教科担任制を含めた教職員配置や部活動の観点から設定された経緯はあるとのことですが、改めて小委員会でも、教職員配置の観点から少し議論を深めたところ、東京都の教職員配置基準では15学級の場合には教諭が22名配置される一方、18学級の場合には27名配置されます。3学級増加に伴って教諭が5名増える、教員の方が2名多く増えるということは、教育面や学校運営面でメリットなのではないか、これは見逃せない状況ではないかということで議論がございました。中学校に関しては同じ教科の教員が多く在籍するということは、教員の資質能力の向上、教員の育成の観点からも非常に有効であるということ。それから国の基準が18学級までとしている状況を総合的に勘案して、中学校においては教育上望ましい規模を12学級から18学級までにまとめさせていただいたところでございます。

いずれにおきましても教育環境を様々な状況、条件によって総合的に整備されるものであり、一概にこの規模を外れることが望ましくない環境にあるということではないということは審議会においても確認をしていただき、共通の認識にさせていただければありがたいと思っています。

それから、今かなり議論が進んでいた1学級あたりの人数につきましては実現にかかる経費や教員の人材確保、キャリアの面からも区が独自で定めることは極めて困難性が高いのではないかとということで議論が進みました。説明がございましたとおり、資料4にもありますように35人学級編制で1学級の児童数の平均は28名から29名となっている状況を考慮すると、教師と子ども、子ども同士のかかわり合いを様々な場面でリアルに体験するため、あえて設定する必要はないという方向で議論が進んだところでございます。さらにつけ足しますと平均でこの数でございますので、実際にもっと少なくなった場合、実技教科等、特に体育実技など想定されるのですが、授業がなかなか指導しづらくなってくるといような場面もございます。こうしたような状況から一応議論を深めてそうした報告になったということでございます。

会 長 私から1点確認ですが学校規模についての一覧表がこちらの資料3の1に出ています。学級数として12から18というわけですが、委員の皆さんの中から児童、生徒数で学校規模を捉えようという意見は出なかったのかご説明お願いいたします。

副 会 長 そういったような意見が出てきましたが、それに関して深く議論したということとはございません。

会 長 わかりました。これは我々が意見を重ねていく中でその視点からの意見の交換があってもいいのかなと思います。学級数だと1校あたりの人数が1番多いと

きと1番少ないときが見えないです。これまではそれも一つの規模と捉えているのですが、これから望ましい規模を考えたときに、むしろその視点というのが重要になってくることもあり得るのではないかと思います。この適正規模の主な意見の中にその部分を書き込んでいただくことも事務局として検討していただきたいと思います。次に進むにあたって、1の適正規模の資料3の四角枠の中について、この文言で現在の段階では基本的に了解をいただくということによろしいでしょうか。

(意見等なし)

会 長 この審議会においてそれぞれの方の意見が発せられておりますので、それを主な意見として資料3に記載のないものを加えていただくことはぜひお願いしたいと思います。

それでは続きまして資料3の2ページの適正配置について副会長お願いいたします。

副 会 長 それでは先ほど事務局から報告がございましたけれども、さらに補足をさせていただきたいと思います。適正配置につきましては、先日7月の半ばごろ、この10年間で日本全体の小中学生が100万人減少したというような報道がございました。もちろん、特定の限られた地域においては児童生徒の増加が現実にあるかもしれませんが、やはり全体的には減少を見据えた配置方針の検討が重要であるということで、議論を深めたところでございます。その際、学校施設というのは適正規模の実現を含めた教育の質の向上が第一の目的であり、加えて地域の避難所の機能、地域開放による地域活動拠点としての役割を期待されていることも非常に重要であるということで議論を深めたところでございます。

会 長 これまでの経験からすると、再開発や大規模集合住宅の建設という地域的な増加については、比較的短い時間で今度は逆に小規模化をするということが、都内に限らず全国的にいろいろなところで見られる状況であり、これを適正配置という中でどう受けとめて、考えていくかが私どものテーマとも言えます。これをどういう形で統廃合との関わりの中で、配慮して検討していくか等についての意見や小委員会としての見解が、2ページに記されたと捉えてよろしいでしょうか。

副 会 長 はい。

会 長 ということで、資料3の2ページの真ん中あたりのところで6件の主な意見が出ておりますけれども、意見等についてのご質問、或いはご意見ありましたら、お願いできればと思います。

委員 主な意見等の⑥「中学生に対する炊き出し訓練等を行い、災害対応の担い手として育成」と記載がございますが、まさに中学生は体力的にも体格的にも災害対応で即戦力になり得る、ましてその地元の地域の被災者になり得る住民の情報を持っているので、適正配置をして子どもたち、中学生にそういう部分の訓練等をきちんとさせる方針もこの委員会の中で考えていくべきだと私は考えますので、ぜひそれも取り入れていただきたいなと思っております。

会長 日中に大きな災害が起こったときに頼れるのが中学生ということが現実にあります。まして、今のご意見というのはその点についてのご指摘かと思っておりますので、この中に位置付けていただくことをお願いできればと思います。他にいかがでしょうか。

委員 今回の適正配置については先ほど副会長から話があったように、やはり小中学生が全国的に減っている中で、教育委員会の職員の皆様もおっしゃっているように、将来を見越した適正配置が大事だと思っております。そのことから考えると、学校施設に求められる役割として、災害に強い地域づくりですとか地域の活性化はもちろんです。もう少し子どもに向けた目線、子どもファーストの役割も必要なのかなと思っております。例えば今、子どもが通っている小学校では1階が図書室で2階がパソコン室です。これがこの先のICTを活用する施設設備を考えたときに、図書室とパソコン室が連携した学習メディアセンターみたいなものが学校の中に一体化していれば、すごく使いやすくなりますし、先日別の会議で水野次長も話をしていましたが、長期欠席の児童生徒、または不登校の児童生徒について教育委員会の職員の方も現場の先生方も大変ご苦労されていて、そういったお子さんも含めた役割として、少人数学習を含めた多様な学習活動ができるような場としての役割も大事だと思っております。

また、異学年の関わりができるようなスペースも考えた施設が学校施設に求められる役割だと考えております。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 今の〇〇委員のご意見にすごく賛同しております。この適正配置の話をするときにどうしても前段の適正規模化や密度感みたいのところから配置の話をすることになるのですが、一方で距離の問題が出てくるので、その結果災害の話がここにも出てきているのかなと思います。

ですが、子どもの視点に立って見たときに遊び場機能も実は学校がこれから担うべき大きな役割なのではないかと私は思っています。というのは公園や公共の場所がみんなの場所だからということで、徐々に子どもたちの自由な遊びがなくなっている中で、ある程度の安全性、見守りの機能があるところで伸び伸びとサッカーや野球が出来るということも一つの役割として今後可能性として出てくるのではないかとと思うので、距離感をどう考えるかも一つの視点とし

てあっていいのかなと思いました。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 適正配置を考える際、この5年～10年の間に通学区域ごとの児童・生徒数の将来推計がもう少し正確にできる方法がないか、ということは全国の共通課題です。

小規模学区と大規模学区があり、適正配置の問題点は学区ごとの地域特性によって問題が異なると思います。例えば、小規模学区の適正配置の問題点はこの10年の間にもし統廃合で閉校になることが起こった場合、避難所機能を持っていた学校が管理者のいない廃校施設になり、1キロ以内にあった施設が2-3キロ先の遠くの避難所まで行かなくてはいけない等です。また、大規模学区ではタワーマンション等の大規模集合住宅の影響により、統廃合・改築（新設オープン）と同時にプレハブ校舎を増築したり、分校的に10年限定の小学校を新設したり等、苦勞されている自治体はいくつかあります。

多くの自治体が毎年2校等のペースで改築を進めているので、できれば児童・生徒数の将来予測をはずしたくない。しかし、適正配置は、はずした場合のことも検討しておくことが重要だと考えます。

会 長 今私どもとしては適正配置の資料3のところについてご意見をいただいているのですが、すでにおわかりのとおり、この先に予定しています適正規模化の方法や通学区域の話にも話が及んでいます。場合によっては、またその際にもう一度ご意見を願うことがあるかもしれません。とりあえずはこの資料3については適正配置とりわけ危機管理や地域活動という視点から小委員会でもとめてもらったものですので、この点についてご了解いただけるかどうかまずお諮りをさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(意見等なし)

会 長 了解を得たとさせていただきます。そのうえで今ご意見あったようなことについては、また適正規模化の方法と通学区域のところでも取り上げさせていただきたいと思います。先に進めさせていただきます。

資料3の2ページの下部の適正規模化の方法について小委員会として副会長から補足をお願いできればと思います。

副 会 長 それでは適正規模化の方法につきまして補足をさせていただきたいと思います。小規模化対応につきましては資料にもございましたように「課題の共有」や「地域を含めた計画策定（協議会の設置）」の2点が重要なポイントを担ってきて、この形で区が取り組んできて、これらの成果を見て小委員会で議論を深めたところ、今回においてもこうした取組や手法自体は問題がないのではないかと

しろそれを継続して、しっかりと充実させることが重要ではないかと議論があったところがございます。通学区域の変更についてはこれも先ほど説明があったとおりでございますけれども、子どもたちの将来を最優先に考えて、様々な手法を検討することが考えられます。しかしその小規模化が進んでいる場合には、子どもたちにとって望ましい教育環境を考えますと、どうしても統廃合も選択肢となることは審議会としても議論を深めて確認することも重要ではないかという議論がございました。

また、大規模化対応については解消方法として、新校設置や通学区域の変更を挙げているものの都市部において新校設置は極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。また、頻繁な通学区域の変更は地域の混乱を招く可能性もございますので、将来設計を踏まえて慎重に検討すべきだとのことで議論が進みました。適正規模化に向けたこれまでの取組とあわせて教育環境の維持・向上のための配慮、増築や必要人員の確保を始めとする、運営上の配慮の検討も進めるべきではないかとまとめました。どのような運営上の配慮が求められるのかということについては、まずは区内の学校で大規模となっている小中学校の管理職の先生に実態や運営上の工夫等、審議会でもう機会を設けてはどうかということがございます。ご意見を伺うということに関しても、この審議会でご検討いただければありがたいと思っております。

会長 今のご説明いただいた中で最後のところですが、小中学校の先生のお声を聞く機会を設けたらどうかと今あったかと思いますが、小中学校の校長先生、今の副会長からのお話についてご意見ありましたらお願いいたします。

委員 私も実際に今まで区内の小学校3校を経験させていただいていますが、学校規模として12学級のところから現在の20学級というのが一番大きいところがございます。ただ、まだまだ区内の中にはもっと大きい学校があって、そこを管理監督している校長自身に様々な悩み等、実際私の耳にも届いていますので、それを伝聞の形でこちらの委員の皆様にお伝えするよりも現場の校長先生をお呼びして、お話を聞いていただいた方がいいのではないかとことから小委員会で意見が出た次第でございます。

会長 ぜひそういった形で進められたらいいと思います。中学校の立場からよろしいでしょうか。

委員 概ね同じような内容にはなりますが、なかなか新校設置とかは難しいところがあり、実際に学校の状況を聞いてみるというのが現実的には一番わかりやすい部分だとは思っています。

会長 具体的な進め方ですとか、どういう形でヒアリングするかはまた小委員会の方で話を進め、またご報告いただき私どもとして審議を進める一つの大切な情報

という形で生かしていただければいいかと思います。

その他、資料3の2ページの小規模化対応について、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員 ここにあります地域の協議会に出させていただいたことがあります。一つの小学校が小規模になったので統廃合をするという協議会だったのですが、教育委員会においてもっと話を煮詰めて、ある程度統廃合が決まってからそれを受けて地域でどうするかという協議会でないと、意見を出すのが難しかったです。私の携わった小学校は残る方の学校だったのですが、もうこれで決まりですという形で地域に出したら、より良い形はどうかという意見が出しやすかったかなと個人的に思います。

会長 どうもありがとうございました。小規模化対応の中の進め方として今おっしゃったような配慮ですとか、工夫、或いは考えるべき点ということについてのご意見として聞かせていただきました。今の点に関連してでも結構ですし、また他の点からもうかがいましょうか。

委員 まず小規模化対応の通学区域の変更についてですが、集合住宅等の関係で少し通学区域が年によって違ったりもします。それは仕方ないと思いつつも、やはり地域に住んでいる者としては相当の思い入れがあります。小さい頃、子どもたちがこの小学校行くと楽しみにしていたのにもかかわらず、大人の事情で変更という中で、実際近隣小学校の説明会を聞いても、そんな話は聞いてないというご意見をいただいて、説明する教育委員会の職員の方もとても苦労されていると思います。そういったことを考えると将来に向けてですが、もう何年かで児童、生徒数が減るようでしたら、無理をしてでも通学区域を変更しないで、2年3年踏ん張るといった形で進めてもいいのではないかと思います。中学校は抽選ですが変更届を出せば学校を変えることもできますが、意外とそういったことから地域間でギスギスすることがありますので、ソフト面を考えながらの通学区域にしなければいけないのではないかと考えております。

統廃合についてですが、先ほど〇〇委員からもお話がありましたが私が通っていた中学校は板橋四中から板橋三中に統廃合になり、それはそれで生徒数も減っていたのではないと思いますが、例えば2校のどちらかが残る場合、実際の議論を聞いてみると、どちらの名前を残すか等で延々と時間がかかっているのが現実的な話でございます。お互い納得して統廃合にしないといけないので長く議論することは必要だと思いますが、ここは区のほうで両校に対等なガイドラインを決めて、例えば統廃合であれば、どちらの名前もなくして新たな名前をつくる、新たな校歌をつくるというガイドラインを作っていけば、もうちょっと踏み込んだ議論もできますし、時間も短く両校のOB、ないし地域の方が納得できるというのは近隣のこれまでの統廃合を長く見てきて感じた意見です。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 不勉強なので教えていただきたいのですが、例えば大規模集合住宅をマンション会社が建てますとなったときに、そのマンションの人にはちょっと悪いけど遠くのこっちの学校に行ってもらうことになります、ということはできないのかという質問です。

というのは別の自治体でかなり古い話になりますけれども、どんどんマンションも開発されていったときに、最初に1校目として立った学校をその周辺の住民の方は自分たちの学校だと思って育ててきたというところがあり、次に2校目が立ったときにそっちの方が距離的には近いのですが通学区域を変更しませんでした。やっぱり学校とずっと繋がっているというコミュニティを崩さずに、新しい方で調整しようということをやっていたので、そういうことは制度的にできないものなのか、いかがでしょうか。

学校配置調整担当課長 通学区域設定についてのご質問ですけれども、いわゆる飛び地への通学区域の設定というのは板橋区では行ってはいないですけれども、制度上出来るか出来ないかというところと実際やっている自治体もありますので、出来るというところになるのかなと思います。ただ一方で周知期間等を考えると、かなり早期に手をつけないといけない、近くの小学校に通えると思って住宅を買ったのに、そのあとに通学区域変更があるとすると話が違うところになるので、非常に仕掛ける時期が難しい問題なのかなと思っています。

委 員 集合住宅の建設が予定された時点で、見込みというのは立たないのですか。

学校配置調整担当課長 大規模集合住宅の大きさによって概ね推計は出るのですけれども、一方でどれくらいの規模であればということも正直ありまして、ある程度飲み込める推計が出ていれば変えずに進めるということもありますし、完全に飲み込めないというようなところが出た場合は通学区域変更について協議会を設置し協議をしていただいて、さらに周知期間等も設けさせていただくので少し時間をかけてやっております。また、大規模集合住宅の影響がどれくらいでなくなってくるかということも睨みながら実際の策としてやっている、また一方で通学区域変更を受ける先の小学校に余裕があればいいのですが、規模が大きいところだと周りも規模が大きくて結局受け入れ先がないということも、実際の状況としてはございますので、そのあたりの難しさがあります。

委 員 学校の通学区域はコミュニティ単位としてとても重要で、かつ、これから防災とか災害に関しても拠点として学校が機能するという話になっている中で新たな集合住宅が建ったことで従来のコミュニティを変更されるというのは関係性も悪くなると思いますし、あまりいいことがないように私は思っております。

であれば地域のマンションが建つときに、そういう意味でイレギュラーなことが起こる可能性はありますということを提示してはいけないのかなということをおもいました。

会長 今すでに大規模化対応という話に入っていたかと思いますが小規模、大規模という区切りはせず大規模化対応も含めて、ご意見をお願いできればと思います。

委員 大規模校についてですが大規模校は数が少なく、実際小学校ですと一番大きいのは金沢小が27学級で成増ヶ丘が24学級で、北野小が23学級、紅梅小が21学級と聞いております。中学校は実際赤三中が19学級、志村一中が18学級と聞いておりますので、こちらの校長先生から先ほどの〇〇委員もおっしゃったように小委員会の方にお呼びして聞いていただく、審議会でも時間があれば構わないですが、やはり現場の生の声を聞くことがいいと考えております。

以前からアンケートという話が出ていますが、アンケートはものすごく時間と労力がかかりまして、これから2年間の審議会の中でスピーディーに全校の先生、管理職から普通の教員までというのは非常に難しいのかなと思っています。現場の先生方も日々四苦八苦して回している中で適当に書かれても嫌なので、アンケートを取るなら何校かの管理職と主幹教諭、主任教諭という形で数を精査してから聞き取りまたはアンケートならいいと思います。子どもたちのために行うことであって、全員の生の声というのは先生方に負荷を思い切りかけることになり、子どもたちにも影響してくるので現実的に難しく、実施しないほうがいいのではないかと思います。

会長 引き続き大規模化或いは小規模化についてご意見をお願いいたします。

委員 私の住む赤塚地区は前にいただいた資料の中で700人を超える学校が三つあり、令和8年度を過ぎても700人超えがずっと続いている地域で通学区域を仮に見直すとして、近所の紅梅小が通学区域を縮めたとしたら北野小が増えてしまい、北野小もすでに大規模校ですから通学区域の変更というのは地域特性上難しいです。

あとは学校内の機能を強化して教室キャパシティを増やして行って大規模学校の対応をしなければいけないのではないかなと考えています。

学校の魅力というのは紅梅小でいえば、集団登校なんです。6年生、5年生が1年生、2年生を面倒みながら集団登校で集まって登校していく。そこで入ったばかりの子どもたちは社会性を少しずつ勉強していくわけです。そういうことを区内全部の学校でやるというのは難しいかもしれないですが、魅力としてはかなりあって、親にも信頼されているという部分はその学校の魅力になってくると思いますので、そういったことも考えながら適正配置を考えていければいいのかなと、具体的な方策がうまく申し上げられませんが、魅力の一つは

そういうことだろうと思いますので意見として言わせていただきました。

会長 規模の適正化という観点からご意見いただきました。望ましい規模と学校の配置、学校を残したいという地域の方の思いをどう繋げていくのか、そういう中で解を導き出していくということになります。

大規模化については、学校運営上の大規模校におけるメリット・デメリットが規模に絡んでくる話ではないかと思います。校長先生からすでに小委員会報告の中に含まれたと聞いておりますけども、今とりわけ大規模化を取り上げていますので改めて大規模校における運営上のメリット・デメリットについてどう考えているのか、ご意見がありましたらお願いできればと思います。

委員 デメリットのほうで困ったということで実は私のところに入ってきた情報を一つご紹介させていただきます。

低学年ですごく大きな学級数を抱えている学校で校外学習に行くときに、トイレを使うだけでも時間がかかってしまうっていうのがまず一つあります。一つの施設を3クラスの子どもが使うのと、それ以上5クラス、6クラスの子どもで使うとなると、特に低学年の子どもについては安全面等を配慮した場合に非常に厳しいという話は聞きました。まず年度初めに引率する教員がどれだけ子どものことを把握できるかが安全面では欠かせないことですが、その部分が5クラス、6クラスになると非常に児童を覚えるのに時間がかかるので大変という話を聞きました。実際にその課題をどうやって解決しているかというのと、仮に5クラス、6クラスであった場合はさらにグループを二つに分けているそうです。5クラスであれば3クラスと2クラス、6クラスであれば3クラスずつにするということ、規模をある程度小さくしたうえで動いているということ、これを改善策として伺いました。

会長 中学校はいかがでしょうか。

委員 中学校の方は逆にメリットをお話ししますが、どうしても中学校は学年で動きますので各教科の先生が学年にいるという安心感がわかりやすいかなと思います。それから、多様なお子さんがいる中で様々な大人が関わるというメリットも現実としては出てくるかなと感じます。

会長 今、全国の自治体ではどちらかというと小規模化対応について課題になっているわけですが、板橋区の場合には大規模化対応と小規模化対応の両方が私どもに課せられたテーマだと思います。小委員会で整えていただいた資料3の2ページから3ページにかけての適正規模化の方法の四角枠部分について方向性として受けとめたうえで、引き続きさらに議論を重ねていきたいと思います。今、適正規模と適正配置と適正規模化の方法ということ、これをどう捉えていくのか、それぞれの観点からもう一段、二段詰めていって成案を詰めていくという進め方

をしていきたいと思ひます。

委員 半分は成増ヶ丘小の大規模校の当事者として、半分は議員として申し上げさせていただきたいと思ひますが、小規模化の対応については施設的な対応もしくは通学路的な対応等いわゆるハード部分での対応が可能だと思ひますが、大規模化の対応については当然、施設的なキャパを広げるとか校舎を広げることに加えて、ソフト面での対応が可能ではないかと私は思ひています。

例えば、校長先生は1人いらっしゃいますけれども現実その学校が大規模化となったときに教室の数が多し、児童数が多いときに副校長先生や他の教員がトラブル発生の際に対応するとか、頭数自体が足りなくて対応しにくいのが実際だと思ひます。区として例えば正規教員でなくとも副校長先生とか専科の先生など教職員を雇う、たまたし困難であれば、例えば東京都の制度で29学級以上は副校長先生を2人配置できるというルールがあるので、特例として東京都の条件を下げてもらう等の要望をして副校長を2人にするとか、そのような人員配置によって大規模化の課題は対応できると私どもは感じているので、まずそういった声があるということを一つ申し上げさせていただきたいと思ひています。

会長 今のご意見等も踏まえて再度小委員会で少し揉んでいただき、次回またこの場に出していただきたいと思ひます。今日の段階ではこの原案を受けとめさせていただきたいと思ひます。

続きまして通学区域について取り上げさせていただきますが、次回の小委員会で議論をしていただくにあたり、この場で通学区域について〇〇委員からご意見をお願いできればと思ひますが、まず事務局から現状など説明をお願いいたします。

【議題4 意見交換（通学区域）】

学校配置調整担当課長 それでは現状及び課題認識について説明をさせていただきます。先ほどより議論をいただいております適正規模化に向けた取組である通学区域の変更にあたっては、前回答申において、通学距離、安全性、学校規模を考慮するとともに、地域の教育力を生かす観点から町会・自治会の区域との整合に配慮するとされております。区としましては教育上望ましい規模の実現に向けて通学区域の設定に取り組んでおります。その中で通学距離や安全性等を考慮すべき事項を再度整理していただき、考え方を改めて確認できればと考えております。

通学距離につきましては、国の規定では小学校で概ね4km以内、中学校概ね6km以内を適正とされておりますが、これは僻地等を含む考え方でございます。区では小学校1km、中学校1.5km程度を基準として考えておりますが、距離の問題に関しましては通学路の安全性はもとより学校の配置、道路環境事情などを含めた検討が必要であると認識しております。

続いて、小中学校の通学区域の整合性ですが、度々審議会でも意見を頂戴しているところがございます。区では小学校の通学区域と中学校の通学区域の一致していない状況がありますので、一つの小学校から複数の中学校に進学するケースが見られます。中学入学時に新たな人間関係を構築することなど、子どもたちの成長にとって好ましい面となることも考えられますが、新学習指導要領でも小学校と中学校の接続がより一層重要視されている状況やこれまでの区の学びのエリアを核とした小中一貫教育の取組を踏まえますと、できる限り整合を図るべきであると認識しております。また、学校には「地域開放、地域活動拠点」としての役割が求められていることも踏まえて、板橋区では18支部の境界といった点にも配慮する必要があると認識しております。

会長 通学距離を調整できる、ある意味でいうと全国から見ると羨ましがられる地域であるのかもしれないです。かたや30キロを超えて、或いはもっと遠方で行き来せざるを得ない地域も出現しているのが現状であるわけですが、一方においては板橋区として地域的な課題等がこの中に含まれているかと思えます。限られた時間ですが通学区域ということについてご意見等をお願いいたします。

委員 通学距離について、小学校1km、中学校1.5kmは、ぜひ今後もキープしていただきたいというのが一つです。

それから、建替え用地の問題。ほとんどの公立学校施設は1960-1970-1980年代築なので、改築（建替え）の待ち行列状態で、今後も、数多くの建設案件が出てきます。その際に、近隣に仮用地があり、そこに一時移動している間に、学校用地を更地にして一度期に建設することが予算・時間的に合理的ですし、理想の建築を実現しやすいので、建替え用地が重要、という課題があります。狭い既存敷地の中での居ながら建替えは、建築平面に制限が多いことと児童・生徒への悪影響の面で避けたいところで、その点の検討も必要だと考えます。

学校配置調整担当課長 魅力ある学校づくりプランに基づいて今建て替えを進めているところであり、令和7年度からの後期計画においても、老朽化対応と適正規模、適正配置対応を含めた教育環境づくりを進めていかないとはいけませんので、今〇〇委員のおっしゃった状況が続くところでもあります。

一方、今進行中の計画ではありますが上板橋第一中学校の改築計画において、既存の旧校舎を使うという考え方もございますので、やはり建て替え方法というところでは大きな課題になってくると認識しています。

委員 もう一点、先ほど小規模学区や大規模学区の問題が挙がりましたが、他の自治体にヒアリングする等、他の事例に学んでいくのはいかがでしょうか。小委員会でも審議会でも事務局だけでもよいと思えますし、オンラインでも可能かと思えます。改築、新設オープン後の大規模校の運営の苦労や工夫等、つくば市、流山市、横浜市等、参考になります。横浜市は大都市部から農村部までであるの

で、あらゆる規模の課題対応の経験がおりかと思ひます。

会 長 今の件については事務局と相談し出来るだけ情報収集いただくということで、つひては委員の皆さんからこういう情報収集もお願いできないかというような要望がありましたら、事務局の方にお伝えいただければと思ひますがどうでしょう。

学校配置調整担当課長 他の自治体の先進事例等を取材してみるということは可能だと思ひますし、どういった方法がとれるか考えていきたいと思ひます。先ほど少し回答させていただきました仮設用地の件でもう少し具体的に申し上げますと、今上板橋第一中学校の改築計画を進めているところですが、使わなくなりました上板橋第二中学校の旧校舎を実際に使い、仮設校舎を建てない改築計画を進めています。

また、同時並行で進んでおります志村第四中学校の改築計画は自校地に新校地を建てる形で個別に考えて計画し、進めているところでございますので補足とさせていただきます。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 先ほど通学距離が短い話をご紹介いただいたので私もそれは維持していただきたいと思ひています。

自分の仕事の関係で警察白書を調べていたときがあるのですが、平成 10 年から令和 2 年まで毎年、大体全国で 100 件ぐらい 13 歳未満の誘拐が統計上は起きているということを見ると、やはり子どもたちの安全を考えたときに近くに越したことはないと思ひています。

もう一つは小中学校との整合性という話で最後詰めの段階でも構わないですが、一つの考え方として板橋区内三つの警察署があるので、警察の管轄との整合性もあるといいと思ひます。先日、志村警察署にスクールゾーンの取り締まりについて確認したのですが、今、志村署は月 2 回行っているらしいです。同じ学校なのに管轄する署が違ってスクールゾーンの取り扱いとなると、二つの署と調整をしなければいけないので、そういう意味でも警察との関係も少し視野に入れてみるといいのではと思ひます。

委 員 板橋区の事例で 18 地域センター毎に青健地区が設定されていて、青健地区の中で通学区域が分かれているところが赤塚地区にはたくさんあります。例えば、八ヶ岳のキャンプに行きたいのに、紅梅小は徳丸地区のキャンプにはいけないが、紅梅小の通学区域の中にある四葉在住の子は赤塚地区のキャンプに行ってくださいという話になっています。その辺の通学区域と地域センター管轄との違いには保護者の違和感があるように思ひます。

それともう一つ、開発許可の高さ制限のことですが、金沢小の周りの工場地帯が大きなマンションがたくさんできたのは高度制限の規制がないので、敷地

があればそれだけ大きいマンションができた。ただ赤塚地区は高さ制限があり、大きなマンションはまず建てられず何になるかと、長きにわたって土地を少しずつ切り売りするぐらいの形の建て売りが建ちます。ですから、そこを買う家庭の子どもが小学生として一番多くいる時代になってきています。なので、通学区域を見直す際は高さ制限や区の地域特性まで考えて、通学区域の変更も考えていかないと、ある地区は良くてこちらの地区は駄目と思われているところがありますので、通学区域だけでどうしようと言っても、なかなかうまくまとまらないと思います。

委員 板橋区では小中一貫教育の学びのエリアというのをものすごい子どもたちにも浸透しているような状況でして、実際中学1年生は7年生、中学2年生は8年生、中学3年生は9年生というぐらいの強い位置付けで、学びのエリアという小中一貫教育をしておりますので、今回のこの審議会が先を見据えて良いタイミングかなと思っております。初回に〇〇委員もおっしゃったのですが学びのエリアと言いつつ同じ一つの学校から違う学校に行くのはおかしいと思いますので、小学校の校区は1kmという制限があるので仕方がないのですが、中学校の1.5km程度で何とか乗り切って、この機会に1小学校から1中学校という整合性がとれるのであれば、そのような制度をつくっていただくと子どもたちが学びのエリアを理解するうえで、この制度はとても大切じゃないかなと思っております。実現可能か不可能か私はわかりかねますので、そこも含めて議論していただくとよろしいかと思います。

委員 全く同じ意見ですが、学びのエリアについて中学校の先生が学びのエリアで連携している小学校で授業をして、とてもその中学校が気に入って来年そこに通えると思ったら通学区域が違ふとか、保護者もぜひ学びのエリアの学校へ行かせてくださいという意見をよく耳にしますので、すぐどうこうとはならないと思いますが学びのエリア考えたうえで、長い目で見たらどうかと思います。

先ほど出た八ヶ岳キャンプのことですが、うちの仲町地区は仲町地区の子どもたちが通っている区域外の小学校にも案内を出してしまして、壁をつくらずどうぞという形でやっております。

会長 予定した時刻に迫って参りましたので、今日はここまでとさせていただきます。

この通学区域のことも含めて本日のそれぞれの意見をまた小委員会の方で踏まえていただき、一定の方向性を出し審議会の議論のたたき台をお願いできればと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

今後の予定等につきまして事務局からご説明お願いいたします。

【議題5 その他】

学校配置調整担当課長

日程の確認をいたします。次回、第3回審議会でございますが、10月7日金曜日 15時から開催いたします。場所につきましては今のところ、本日と同じく災害対策室を予定しております。審議会、小委員会とも改めて開催通知を送付いたしますので、そちらご確認いただきますようお願いいたします。

会 長 では本日も長時間にわたりましてご審議いただき御礼を申し上げます。ほかに何かありますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それではこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

《閉会》